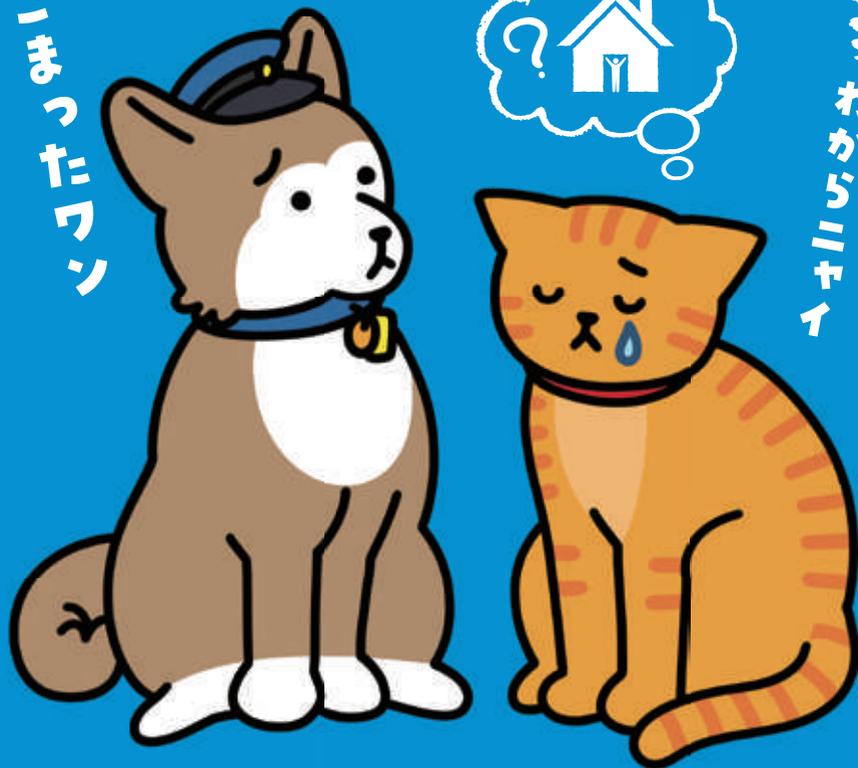


“あなたの家はどこ?”

こまったワン

わが家どこ?



マイクロチップ が知っています

令和4年6月1日より犬猫への
マイクロチップ装着が制度化されました。

- 飼い主は、飼い犬、飼い猫へのマイクロチップ装着、所有者情報の登録に努めなければなりません。
- マイクロチップを装着した犬や猫を譲り受けた場合、登録情報の変更が義務付けられます。

(動物の愛護及び管理に関する法律)

犬、猫の飼い主の皆様へ

ペットの迷子対策 できていますか？



散歩中に驚いて逃げたり、災害時など、どんなに気を付けていてもペットと離れ離れになってしまうことがあります。そんなときに役立つのが、ペットの身元表示(飼い主情報)です。犬には鑑札を装着しなければなりません、マイクロチップという方法もあります。



努力義務

犬、猫にマイクロチップを装着しましょう！



犬、猫の飼い主の皆様は、所有する犬、猫にマイクロチップを装着するよう努めることとされています。マイクロチップは、首輪や迷子札に比べて外れて落ちたりする可能性が低く、ずっと身元証明をすることができます。あなたが今、飼っている犬、猫にもマイクロチップを装着しませんか？

なお、ペットショップやブリーダーなどの犬や猫を販売する事業者には、令和4年6月以降に取得した犬、猫へのマイクロチップの装着が義務付けられました。



義務

指定登録機関に飼い主の情報を登録してください！



マイクロチップが装着されている犬や猫を飼い始めた場合や、飼い犬や飼い猫にマイクロチップを装着した場合は、30日以内に飼い主情報を登録しなければなりません。

令和4年6月以降にペットショップ等から購入した犬、猫には、マイクロチップが装着されています(※)。

所有者の情報をお店からご自身の情報に変更する「変更登録」が必要です。

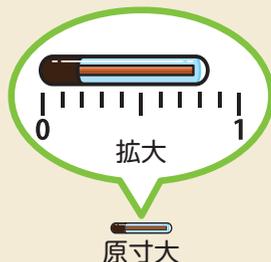
※制度開始前にそのお店で生まれた犬、猫など、一部例外があります。

マイクロチップって何？



直径2mm、長さ8～12mmの円筒形の電子標識器具で、アンテナ、IC部が内蔵されています。

記録された15桁の固有の番号を専用リーダーで読み取り、指定登録機関に登録された飼い主情報と照合することで飼い主を特定できます。世界的に広く普及しており、マイクロチップ装着を義務付けている国も多くあります。



Q どうやって装着するの？



専用の注射器で装着します。
獣医療行為のため、必ず獣医師等が行います。



Q 危なくないの？



表面に副作用がないような材質が使われており、獣医師等が正しく施術すれば、動物の体に負担をかけることはありません。

個体差はありますが、犬で生後2週齢、猫は4週齢から装着することができます。

000 00 00
000000000
15桁の識別番号



  飼い主の方に必要となる手続とその方法は裏面に

飼い主の方に必要となる手続

- **マイクロチップの登録がされた犬、猫を新しく飼い始めた場合**
30日以内に所有者情報の変更登録が必要です。犬、猫と一緒に渡された「登録証明書」を準備します。(登録手数料 オンライン400円、郵送1,400円)
- **飼っている犬、猫に新しくマイクロチップを装着した場合**
30日以内にマイクロチップの情報、所有者情報等の登録が必要です。獣医師が発行した「マイクロチップ装着証明書」を準備します。(登録手数料 オンライン400円、郵送1,400円)
- **登録した内容(住所、電話番号など)に変更があった場合、犬や猫が死亡した場合**
各事項について届出が必要です。「登録証明書」を準備します。(手数料無料)



登録・変更登録、届出の方法

登録等に関するお問合せ先
(公社)日本獣医師会 電話:03-6384-5320

- **公益社団法人日本獣医師会が指定登録機関です。以下のサイト、又は郵送にて登録等が行えます。**

犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト
<https://reg.mc.env.go.jp/>



【登録する内容】

- ◆ マイクロチップの識別番号
 - ◆ 所有者情報:氏名、住所、電話番号、メールアドレス など
 - ◆ 動物の情報:名前、品種、毛色、生年月日、性別、狂犬病予防法登録番号(犬) など
- 登録申請の際は、獣医師が発行した「マイクロチップ装着証明書」を添付します。
 - 公益社団法人日本獣医師会が登録・変更登録時に発行する「登録証明書」は、その動物を譲り渡す際や登録内容の変更等の届出を行う際に必要です。大切に保管してください。

その他の規定

- **狂犬病予防法の特例(犬の登録手続の簡略化について)**

本制度に沿ってマイクロチップの登録等を行った場合、狂犬病予防法上の登録等の手続が不要となることがあります。その場合は、マイクロチップが鑑札とみなされます。犬の登録等が別途必要かどうかは、お住まいの区市町村にお問合せください。

[参考] 東京都ホームページ:犬、猫へのマイクロチップ装着制度について
<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kankyo/aigo/microchip>



お問合せ先 [ペットに関する相談窓口]

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kankyo/aigo/soudanmadoguti>

